

別記様式第1号（第12条関係）

受付番号	平成24年第8号
受付日	平成24年12月28日
送付日	平成24年12月28日
答弁受理日	平成25年1月21日

文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	加藤 清助
所管部局	健康部

【件名及び質問の要旨】

内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、その趣旨が理解できるよう具体的に記載する。

別紙参照

2012年11月定例月議会の私の一般質問及び答弁に関連して以下のよう
に文書質問をおこないます。

- 1 . 一般質問において、国保法に「国保は助け合いの制度」だという文言が
ありますか？の問いに答弁では「今確認できません」とのことでした。
その後、確認はどうできたのでしょうか？
- 2 . 国保のしおりにある「助け合いの制度」との記述を改正することを求めた
ところ「発行元、関係機関と協議し検討する」との答弁でした。
発行元、関係機関とはどこですか？
- 3 . 四日市の国保加入者に配布説明している「国保のしおり」は保険者である
四日市市の責任で作成・配布しているのではないのですか？
- 4 . 「国保のしおり」の記述改正について「協議検討する」との答弁でしたが、
いつまでに国保のしおりの記述改正を行う予定・計画ですか？
- 5 . 国保基金について積み立ての基準・根拠についてお尋ねしたところ
「過去に国の方から、過去3か年の医療給費の平均額の100分の5とい
うのがあります。不測の事態の備え、国保財政運営の健全化のため基金積
み立てを行っている。現在の積立基金額は、試算、シュミレーションをお
こなって積み立てているわけではありません」と答弁されましたが、
「過去に国の方から」と言うのは昭和26年に示された国の指針のこと
ですか？

6. その指針で言う「過去3か年の医療給付費の100分の5を四日市の国保会計にあてると、平成20, 21, 22年、3か年の医療給付費の平均額の100分の5は約10億円となりますが、この額と、平成21、22、23年度の基金積立額、15億～26億円の整合性について見解を求めます。
7. また、答弁で「不測の事態の備え、国保財政運営の健全化のため基金積み立てを行っている。現在の積立基金額は、試算、シュミレーションをおこなって積み立てているわけではありません」とのことでしたが「不測の事態」とは、どのような事態を想定しているのか？
その不測の事態に対応するために必要となる保険給付額も試算されていないのですか？
試算・シミュレーションのない中で現在の基金積み立てが行われているという国保会計、財政運営なのですか？
8. 国保会計への一般会計からのその他繰り入れについて、全国特例市平均額に到達していたのに、平成24年度予算でこれを一気に一人平均995円にまで削減し、基金からの繰り入れで収支の均衡を図ろうと言う内容です。
・特例市平均一人当たりのその他一般会計繰り入れ額をひとつの指標として保持するお考えはありませんか。
・一般会計からのその他繰り入れを特例市平均額レベル維持することが国保加入者とその他の市民との公平性に問題があるとの認識があるのですか？
・その他一般会計からの繰り入れを従前の特例市平均水準を維持し、積みあがった基金の一部で、滞納世帯が増え続けている被保険者の保険料の引き下げをおこなうお考えはないのですか？
9. 現行の保険料(率)のまま滞納および不能欠損が減らせるとのお考えですか？その見解であれば、滞納、不能欠損を減らす方策と到達目標をお尋ねします。